

静岡県告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成30年静岡県告示第657号岳南広域都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月13日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 施行者の名称

富士市

2 都市計画事業の種類及び名称

岳南広域都市計画緑地事業 1号 富士川左岸緑地

3 事業施行期間

平成30年9月28日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

静岡県富士市大字五貫島地内において事業地を拡大するが、字なしのため追加なし。